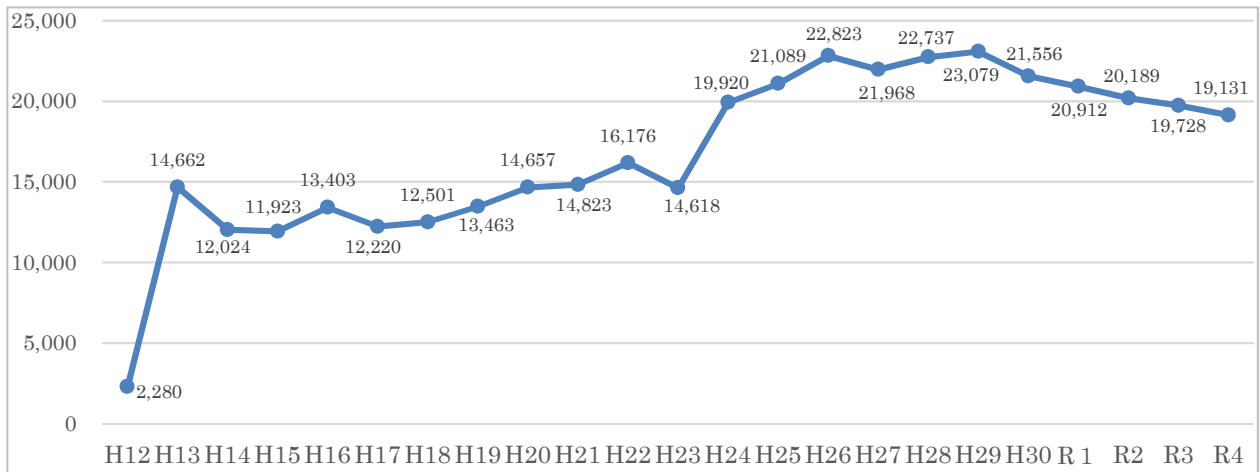


令和 4 年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について

第 1 ストーカー事案への対応状況

1 ストーカー事案の相談等状況

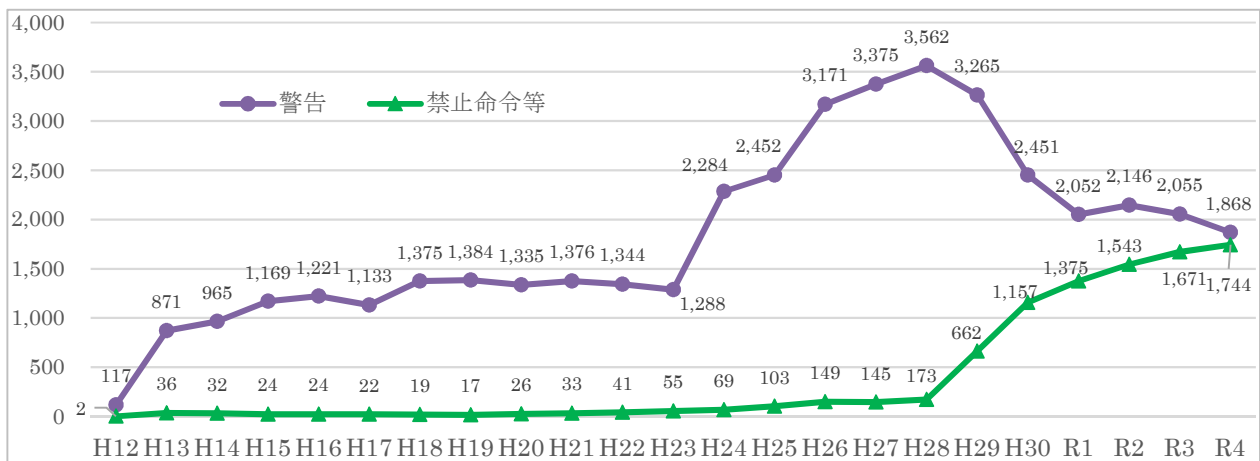
相談等件数は平成 24 年以降高い水準で推移してきたが、30 年から減少傾向に転じ、令和 4 年も 19,131 件（前年比－597 件，－3.0%）と減少。



注) 平成 12 年は、ストーカー規制法の施行日（11 月 24 日）以降の件数

2 ストーカー規制法に基づく行政措置

ストーカー規制法に基づく警告は、令和 4 年は 1,868 件（前年比－187 件，－9.1%）と前年より減少。禁止命令等は、警告前置の廃止及び緊急禁止命令等の新設等を内容とする平成 28 年のストーカー規制法の改正法が施行された平成 29 年以降急増し、令和 4 年も 1,744 件（前年比＋73 件，＋4.4%）と法施行後最多。

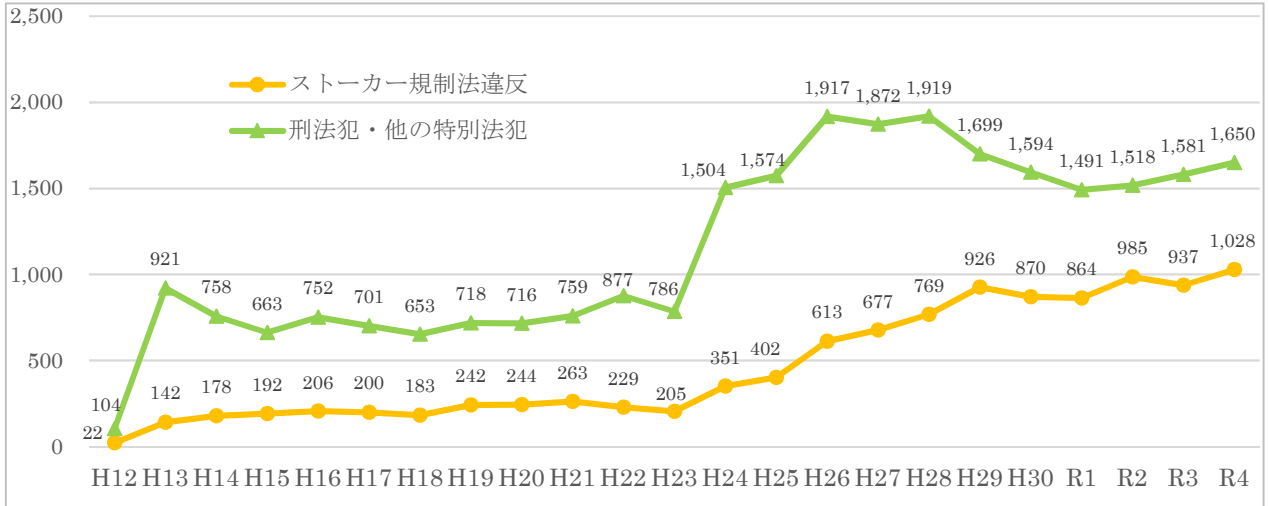


	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
警告	3,265	2,451	2,052	2,146	2,055	1,868
禁止命令等	662	1,157	1,375	1,543	1,671	1,744
うち緊急禁止命令等	267	483	601	729	808	946

注 1) 緊急禁止命令等は、平成 29 年 6 月 14 日（改正法の施行日）以降の件数

### 3 ストーカー事案の検挙状況

ストーカー規制法違反の検挙は令和4年は1,028件（前年比+91件，+9.7%）と増加。ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は令和元年以降増加傾向であり、令和4年は1,650件（前年比+69件，+4.4%）と3年連続で増加。



#### 罪種別内訳

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑法犯・他の特別法犯	1,594	1,491	1,518	1,581	1,650
殺人（既遂）	1	0	1	1	1
殺人（未遂）	4	9	7	3	10
傷害	89	89	70	92	88
暴行	149	139	165	158	137
脅迫	231	227	220	195	210
強要	55	48	53	61	59
恐喝	20	18	16	20	14
逮捕監禁	18	13	26	6	11
強制性交等	22	19	28	22	36
強制わいせつ	54	56	57	63	59
窃盗	87	72	88	85	108
住居侵入	311	303	300	337	354
器物損壊	127	120	107	124	138
名誉毀損	48	35	33	38	38
暴力行為等処罰法違反	11	17	16	19	20
銃刀法違反	32	46	41	44	33
軽犯罪法違反	34	25	31	41	43
迷惑防止条例違反	129	104	119	123	148
その他	172	151	140	149	143
ストーカー規制法違反	870	864	985	937	1,028
ストーカー行為罪	762	748	868	812	897
禁止命令等違反	108	116	117	125	131

注) 刑法犯・他の特別法犯の検挙は、

- ・複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名で計上
- ・殺人を除き、未遂のある罪については未遂を含む。
- ・「その他」は、業務妨害、公然わいせつ、覚せい剤取締法違反、児童ポルノ禁止法違反 等

### 4 改正ストーカー規制法の適用状況

○「現に所在する場所の付近における見張り等」

警告 49件 禁止命令等 63件 検挙 48件

○「拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為」

警告 13件 禁止命令等 6件 検挙 8件

○「位置情報無承諾取得等」

警告 12 件 禁止命令等 21 件 検挙 54 件

## 5 警察本部長等の援助

		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
警察本部長等の援助申出受理件数		7,647	8,069	8,151	8,173	7,894
内訳 (複数計上)	被害防止措置の教示	1,978	1,769	1,831	1,701	1,794
	被害防止交渉に必要な事項の連絡	655	673	757	800	774
	行為者の氏名及び連絡先の教示	422	458	526	528	502
	被害防止交渉に関する助言	550	525	605	524	539
	被害防止活動を行う民間組織の紹介	126	125	116	102	112
	被害防止交渉場所として警察施設の利用	144	159	133	118	117
	被害防止に資する物品の教示又は貸出	647	521	583	580	630
	警告等を実施した旨の書面の交付	141	199	265	278	233
	その他被害防止のために適切な援助	6,702	6,487	6,863	6,572	6,354

注1) 複数の対応をした場合は、それぞれに計上

注2) 「その他被害防止のために適切な援助」は、110 番緊急通報登録システムへの登録、住民基本台帳閲覧等に係る支援措置 等

## 6 その他の対応

		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
被害者への防犯指導		21,358	20,320	19,550	19,102	19,211
加害者への指導警告		11,210	11,643	11,347	11,565	11,798
パトロール		5,902	5,788	4,218	4,061	3,129
他機関等への引継ぎ		370	320	338	303	320
	被害者を他機関等へ引継ぎ	87	52	50	44	39
	加害者を他機関等へ引継ぎ	283	268	288	259	281
その他対応		3,414	2,514	2,201	2,232	1,931

注1) 複数の対応をした場合は、それぞれに計上

注2) 「他機関等への引継ぎ」の「他機関等」は、市町村、婦人相談所、医療機関 等

注3) 「その他対応」は、GPS 機能付き緊急通報装置の貸出し、法テラスの教示 等

## 7 ストーカー事案の被害者・加害者の状況等 (※以下は全て相談等件数 (19,131 件) の内訳)

### (1) 被害者の性別

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 4 年の割合
男性	2,607	2,509	2,500	2,442	2,407	12.6 %
女性	18,949	18,403	17,689	17,286	16,724	87.4 %

### (2) 被害者の年齢

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 4 年の割合
19 歳以下	2,109	2,219	2,032	2,145	2,218	11.9 %
20 歳代	7,585	7,089	6,885	6,607	6,521	34.8 %
30 歳代	5,182	4,956	4,683	4,421	3,982	21.3 %
40 歳代	3,906	3,846	3,681	3,540	3,363	18.0 %
50 歳代	1,556	1,554	1,664	1,643	1,716	9.2 %
60 歳代	556	590	541	517	553	3.0 %
70 歳以上	271	285	327	401	353	1.9 %
年齢不詳	9	12	4	5	11	0.1 %
密接関係者	382	361	372	449	414	

注1) 「密接関係者」とは、恋愛感情等の対象となった者と社会生活において密接な関係を有する者 (家族、友人等)

注2) 「割合」は、密接関係者を除いた特定の者を被害者とする件数 (18,717 件) に占める割合

### (3) 加害者の性別

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 4 年の割合
男性	17,693	16,980	16,295	15,927	15,509	81.1 %
女性	2,648	2,527	2,482	2,415	2,258	11.8 %
不明	1,215	1,405	1,412	1,386	1,364	7.1 %

#### (4) 加害者の年齢

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年の割合
19歳以下	878	965	807	838	886	4.6%
20歳代	3,954	3,842	3,734	3,576	3,606	18.8%
30歳代	4,375	4,064	3,796	3,414	3,217	16.8%
40歳代	4,368	4,093	3,910	3,580	3,335	17.4%
50歳代	2,551	2,555	2,593	2,512	2,667	13.9%
60歳代	1,467	1,445	1,378	1,362	1,278	6.7%
70歳以上	813	860	961	1,055	1,034	5.4%
年齢不詳	3,150	3,088	3,010	3,391	3,108	16.2%

#### (5) 被害者と加害者の関係

交際相手及び配偶者が約半数であり、面識なし及び行為者不明が約18.6%。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年の割合
特定の者	21,174	20,551	19,817	19,279	18,717	97.8%
配偶者（内縁・元含む）	1,667	1,539	1,497	1,381	1,345	7.0%
交際相手（元含む）	9,323	8,907	8,239	7,472	7,115	37.2%
知人友人	2,762	2,600	2,552	2,524	2,420	12.6%
勤務先同僚・職場関係	2,786	2,551	2,437	2,493	2,532	13.2%
面識なし	1,617	1,505	1,567	1,877	1,804	9.4%
その他	1,369	1,642	1,684	1,681	1,734	9.1%
関係（行為者）不明	1,650	1,807	1,841	1,851	1,767	9.2%
密接関係者	382	361	372	449	414	2.2%

注) 「その他」は、芸能人とファン、医者と患者、従業員と客、近隣住民 等

#### (6) 動機

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
ストーカー規制法に抵触する動機	18,745	17,902	16,911	16,115	15,657
好意の感情	14,688	14,279	13,855	13,514	12,904
好意が満たされず怨恨の感情	4,057	3,623	3,056	2,601	2,753
ストーカー規制法に抵触しない動機	675	660	816	810	762
精神障害（被害妄想含む）	85	85	89	95	124
職場・商取引上トラブル	48	19	34	24	27
その他怨恨の感情	199	171	226	210	208
その他	343	385	467	481	409
不明	2,136	2,350	2,462	2,803	2,706

注) 「その他」は、離婚に伴うトラブル、金銭貸借トラブル 等

#### (7) 行為形態別発生状況

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
法第2条 第1項の 該当号	1号 つきまとい・待ち伏せ等	11,000	10,413	10,955	10,885	10,523
	2号 監視していると告げる行為	1,271	1,190	1,245	1,025	986
	3号 面会・交際の要求	8,863	8,233	7,992	7,374	6,738
	4号 乱暴な言動	3,557	3,340	3,250	3,004	2,925
	5号 無言電話・連続電話・メール	6,487	6,024	5,394	5,354	4,785
	6号 汚物等の送付	201	212	213	232	247
	7号 名誉を害する行為	771	779	777	752	703
	8号 性的羞恥心を害する行為	1,213	1,215	1,253	1,242	1,175
法第2条 第3項の 該当号	1号 相手方の承諾を得ないでGPS機器等により位置情報を取得	—	—	—	43	137
	2号 相手方の承諾を得ないで相手方の所持する物にGPS機器等を取り付ける等	—	—	—	109	267
その他（ストーカー規制法で規制されていない嫌がらせ行為等）		435	532	518	455	530

注1) 複数に該当する事案は、それぞれに計上

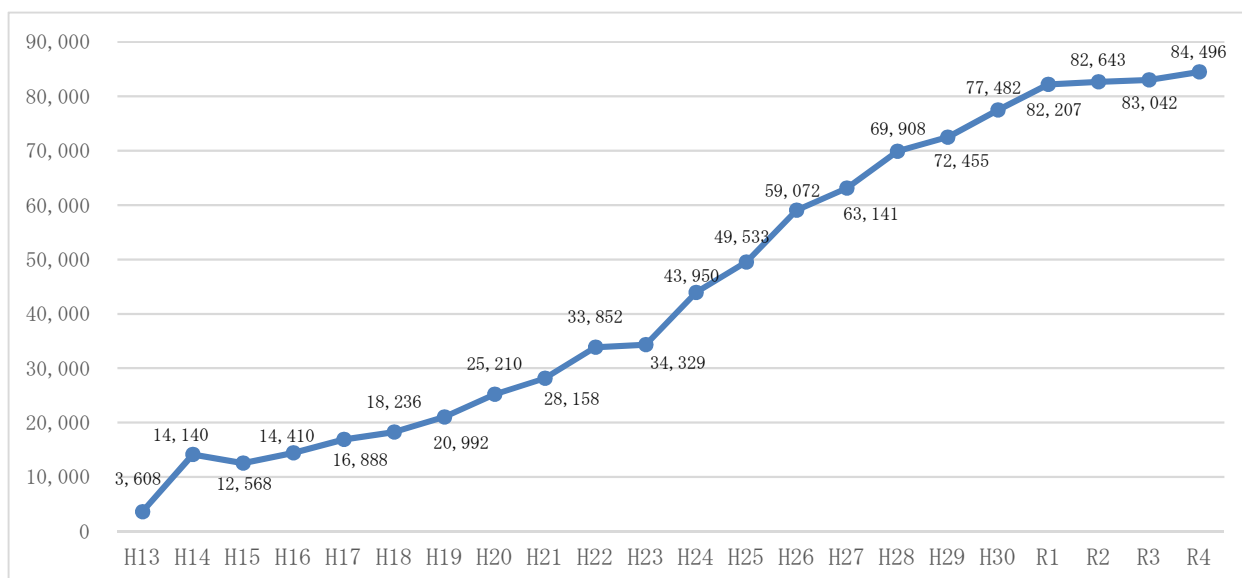
注2) 「その他」は、ストーカー規制法第2条第1項各号及び第2条第3項各号に該当しない単発的なメールの送信 等

注3) 法改正に伴い、令和3年6月15日施行以降、現に所在する場所の付近における見張り等（第2条第1項第1号）、拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為（同項第5号）についてもストーカー規制法の対象となり、同年8月26日施行以降、位置情報無承諾取得等（第2条第3項各号）についてもストーカー規制法の対象となる。

## 第2 配偶者からの暴力事案等への対応状況

### 1 配偶者からの暴力事案等の相談等状況

相談等件数は増加傾向であり、令和4年は84,496件（前年比+1,454件、+1.8%）とDV防止法施行後最多。



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2) 平成13年は、DV防止法の施行日（10月13日）以降の件数

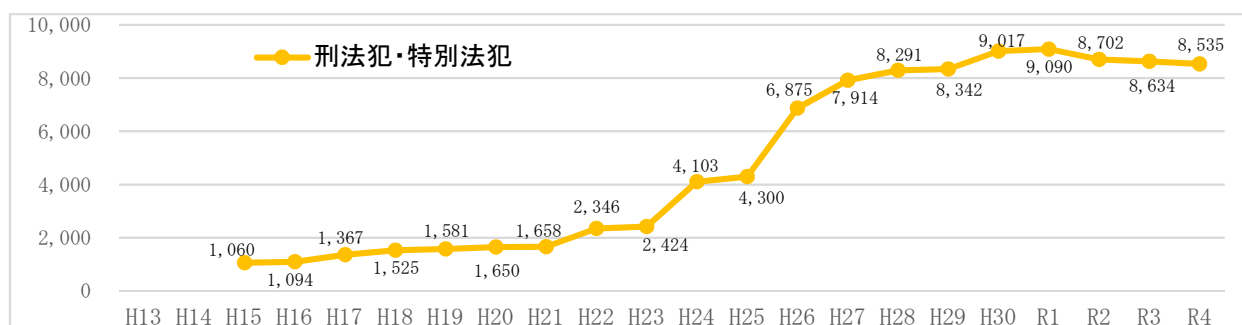
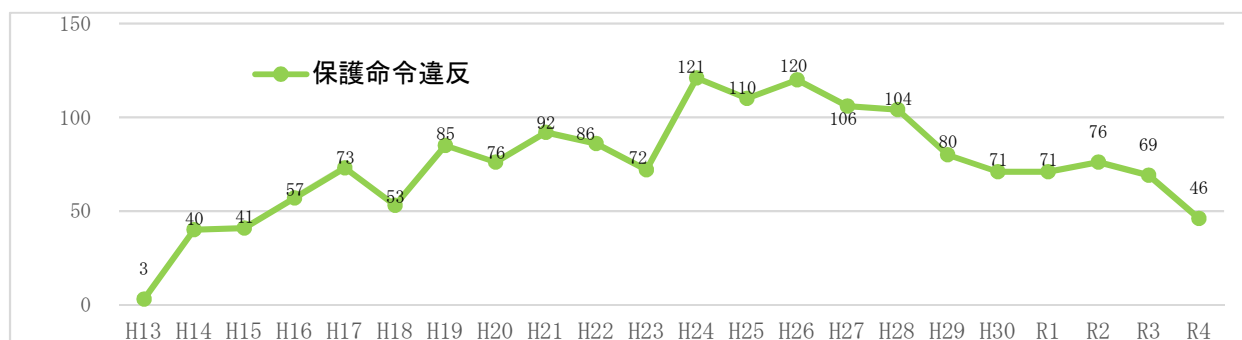
注3) 法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力を受けた事案について、20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

### 2 配偶者からの暴力事案等の検挙状況

保護命令違反の検挙は令和4年は46件（前年比-23件、-33.3%）と前年より減少。

配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、令和4年は8,535件（前年比-99件、-1.1%）と3年連続で減少。

注) 刑法犯・他の特別法犯の統計は平成15年から集計



罪種別内訳

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑法犯・他の特別法犯	9,017	9,090	8,702	8,634	8,535
殺人（既遂）	2	3	0	2	0
殺人（未遂）	109	110	110	108	116
傷害致死	3	2	1	2	1
傷害	2,958	2,784	2,626	2,509	2,518
暴行	5,233	5,384	5,183	5,230	5,096
脅迫	110	127	159	133	128
強制性交等	6	6	10	7	10
強制わいせつ	5	2	3	3	5
住居侵入	46	47	37	36	40
逮捕監禁	12	19	17	12	12
器物損壊	89	102	94	77	78
公務執行妨害	24	31	31	29	37
現住建造物等放火	11	15	17	10	9
暴力行為等処罰法違反	252	314	302	337	352
銃刀法違反	39	57	40	38	34
その他	118	87	72	101	99

保護命令違反	71	71	76	69	46
--------	----	----	----	----	----

注) 刑法犯・他の特別法犯の検挙は、

- ・複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名で計上
- ・殺人を除き、未遂のある罪については未遂を含む。
- ・「その他」は、恐喝、ストーカー規制法違反、軽犯罪法違反、迷惑防止条例違反 等

### 3 DV防止法に基づく対応

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
医療機関からの通報	136	122	118	102	84
裁判所からの書面提出要求	2,092	1,959	1,745	1,588	1,315
裁判所からの保護命令通知	1,726	1,663	1,460	1,334	1,082
うち接近禁止命令のみ	118	92	106	103	79
うち退去命令のみ	3	1	0	4	3
うち接近禁止命令・退去命令	20	19	21	26	36
うち接近禁止命令・電話等禁止命令	1,131	1,138	974	860	688
うち接近禁止命令・電話等禁止命令・退去命令	454	413	359	341	276

### 4 警察本部長等の援助

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
警察本部長等の援助申出受理件数	21,846	25,539	23,112	21,525	21,991	
内訳 (複数計上)	被害を自ら防止するための措置の教示	8,133	9,763	9,851	9,597	9,798
	住所等を知られ住民基本台帳閲覧等に係る支援 ないようにする 行方不明者届への対応	4,544	6,186	5,551	5,373	5,195
	ための措置 上記両方	2,098	2,136	1,700	1,792	1,744
	被害防止交渉に関する事項についての助言	1,259	890	1,009	906	1,188
	被害防止交渉に関する事項についての助言	1,311	1,475	1,666	1,460	1,735
	加害者への被害防止交渉のための必要な連絡	532	693	778	641	877
	被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用	434	476	472	349	422
その他	9,520	10,162	10,592	10,065	10,281	

注1) 複数の対応をした場合は、それぞれに計上

注2) 「その他」は、110番緊急通報登録システムへの登録 等

## 5 その他の対応

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
防犯指導・防犯機器貸出し	72,040	74,306	74,908	74,517	74,040
保護命令制度の説明	37,555	39,595	38,535	37,350	36,642
加害者への指導警告	51,172	55,519	57,147	59,241	60,539
関係機関への連絡	12,530	11,794	14,871	13,762	18,546
被害者について関係機関へ連絡	11,851	11,005	14,069	12,929	17,746
加害者について関係機関へ連絡	679	789	802	833	800
パトロール	4,278	3,818	3,283	2,173	2,339
その他の措置	9,783	11,845	10,846	9,763	6,597

注1) 複数の対応をした場合は、それぞれに計上

注2) 「関係機関への連絡」の「関係機関」は、配偶者暴力相談支援センター、市町村、児童相談所、医療機関 等

注3) 「その他の措置」は、GPS機能付き緊急通報装置の貸出し、法テラスの教示、転居時の立会い 等

## 6 配偶者からの暴力事案等の被害者・加害者の状況等 (※以下は全て相談件数 (84,496件) の内訳)

### (1) 被害者の性別

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年の割合
男性	15,964	17,815	19,478	20,895	22,714	26.9%
女性	61,518	64,392	63,165	62,147	61,782	73.1%

### (2) 被害者の年齢

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年の割合
19歳以下	1,369	1,387	1,252	1,187	1,159	1.4%
20歳代	18,145	19,385	19,320	19,378	20,172	23.9%
30歳代	21,855	22,717	22,316	21,922	22,029	26.1%
40歳代	18,687	19,701	18,964	18,863	18,756	22.2%
50歳代	8,335	9,048	9,865	10,239	10,680	12.6%
60歳代	4,365	4,442	4,580	4,512	4,580	5.4%
70歳以上	4,661	5,474	6,328	6,921	7,068	8.4%
年齢不詳	65	53	18	20	52	0.1%

### (3) 加害者の性別

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年の割合
男性	61,452	64,344	62,722	62,128	61,704	73.0%
女性	16,030	17,863	19,921	20,914	22,792	27.0%

### (4) 加害者の年齢

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年の割合
19歳以下	900	956	900	805	961	1.1%
20歳代	15,615	17,057	17,071	17,564	18,495	21.9%
30歳代	21,179	22,088	21,724	21,048	21,267	25.2%
40歳代	19,671	20,481	19,768	19,624	19,358	22.9%
50歳代	9,444	10,061	10,710	11,102	11,357	13.4%
60歳代	4,939	4,988	5,074	4,865	4,936	5.8%
70歳以上	5,566	6,414	7,293	7,893	7,937	9.4%
年齢不詳	168	162	103	141	185	0.2%

### (5) 被害者と加害者の関係

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年の割合
婚姻関係 (元含む)	58,928	62,119	61,808	62,126	62,215	73.6%
内縁関係 (元含む)	5,897	6,174	6,307	5,798	5,926	7.0%
生活の本拠を共にする交際をする関係 (元含む)	12,657	13,914	14,528	15,118	16,355	19.4%

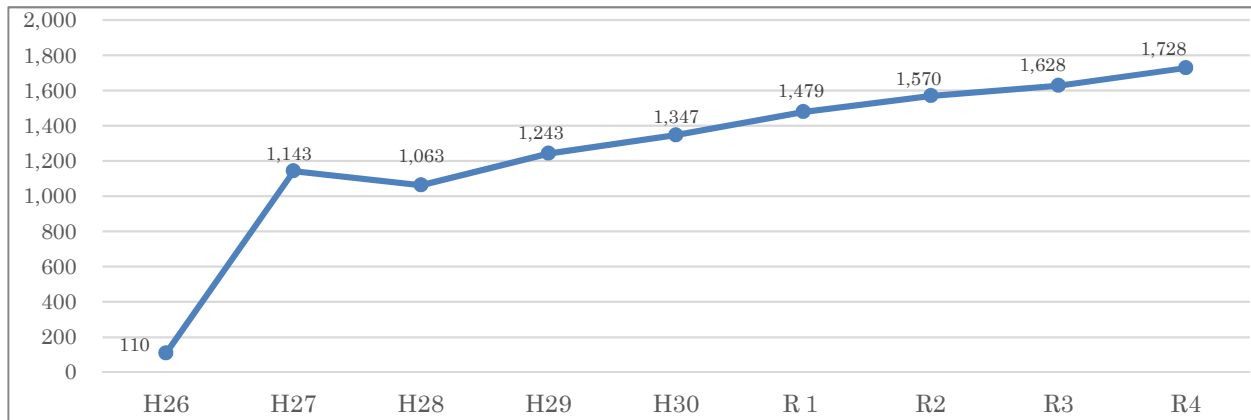
注) 「内縁関係」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。

### 第3 私事性的画像に係る事案への対応状況

#### 1 私事性的画像に係る事案の相談等状況（※以下(1)及び(2)以外、全て相談等件数(1,728件)の内訳)

##### (1) 相談等件数

相談等件数は平成29年以降継続して増加し、令和4年は1,728件（前年比+100件）と増加。



注) 平成26年は、私事性的画像被害防止法の施行日（11月27日）以降の件数

##### (2) 相談等内容

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
画像を公表された	234	272	286	329	326
画像を公表すると脅された	498	584	567	580	678
画像を送りつけられた	231	239	254	313	273
画像を所持されている、撮影された	512	494	559	582	619
その他	8	24	24	41	32

注1) 複数に該当する場合は、それぞれに計上

注2) 「その他」は、加害者に画像を所持されているかもしれない等

##### (3) 被害者の性別・年齢

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年の割合
男性	90	97	142	195	234	13.5%
女性	1,257	1,382	1,427	1,432	1,494	86.5%
19歳以下	352	376	429	429	475	27.5%
20歳代	515	637	660	647	726	42.0%
30歳代	254	235	247	268	234	13.5%
40歳代	158	145	149	168	163	9.4%
50歳代	54	65	54	76	94	5.4%
60歳代	4	9	13	12	15	0.9%
70歳以上	3	0	3	4	7	0.4%
年齢不詳	7	12	15	24	14	0.8%

注) 令和2年及び令和3年は、性別不明（メールの匿名相談）が1件ある。

##### (4) 加害者の性別・年齢

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年の割合
男性	1,181	1,249	1,310	1,285	1,356	78.5%
女性	62	88	89	119	132	7.6%
不明	104	142	171	224	240	13.9%
19歳以下	171	182	189	172	220	12.7%
20歳代	334	393	435	428	453	26.2%
30歳代	251	289	239	254	256	14.8%
40歳代	220	192	201	189	170	9.8%
50歳代	123	95	89	100	109	6.3%
60歳代	29	28	30	36	35	2.0%
70歳以上	10	16	15	11	16	0.9%
年齢不詳	209	284	372	438	469	27.1%

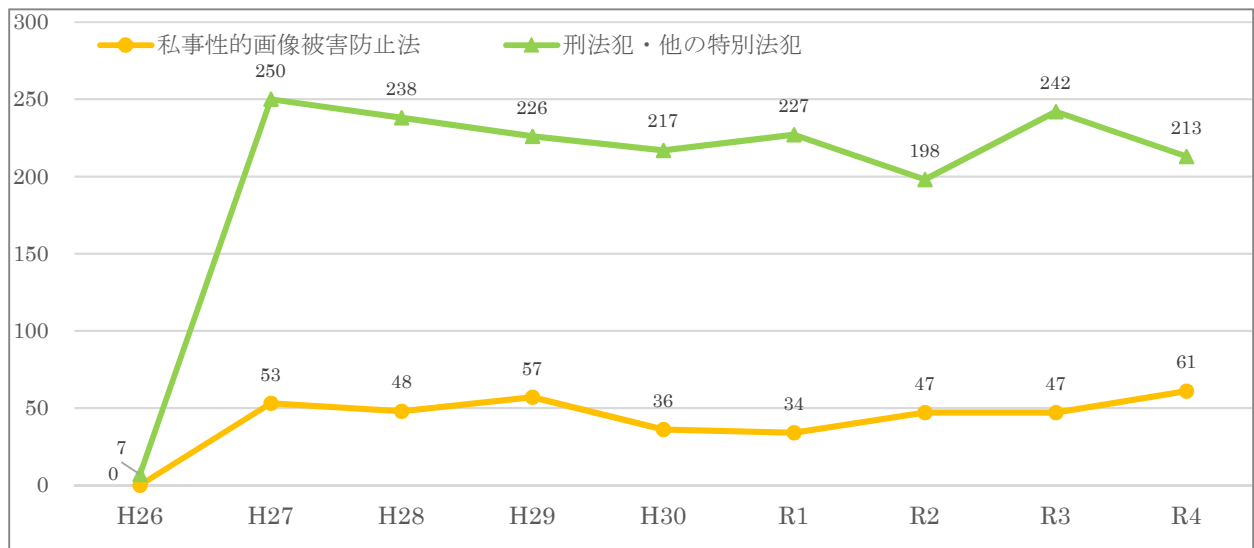


## (5) 被害者と加害者の関係

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年の割合
配偶者（元含む）	45	60	51	60	60	3.5 %
交際相手（元含む）	830	912	848	821	895	51.8 %
知人友人（ネット関係のみ）	149	182	258	326	394	22.8 %
知人友人（それ以外）	177	154	208	226	223	12.9 %
職場関係者	24	27	29	31	30	1.7 %
関係（行為者）不明	63	84	79	101	87	5.0 %
その他	59	60	97	63	39	2.3 %

## 2 私事性的画像に係る事案の検挙状況

私事性的画像被害防止法違反の検挙は、令和4年は61件（前年比+14件，+29.8%）と法施行後最多。私事性的画像に係る事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は213件（前年比-29件，-12.0%）と前年より減少。このほか、被害者への防犯指導・助言、画像の削除を含む加害者への注意・警告等を行った。



### 罪種別内訳

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑法犯・他の特別法犯	217	227	198	242	213
脅迫	46	47	43	40	37
児童買春・児童ポルノ禁止法違反	42	44	34	47	49
強要	22	39	27	33	34
ストーカー規制法違反	28	22	20	18	21
名誉毀損	9	11	10	10	5
わいせつ物頒布	5	8	5	8	5
その他	65	56	59	86	62

私事性的画像被害防止法違反	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	36	34	47	47	61

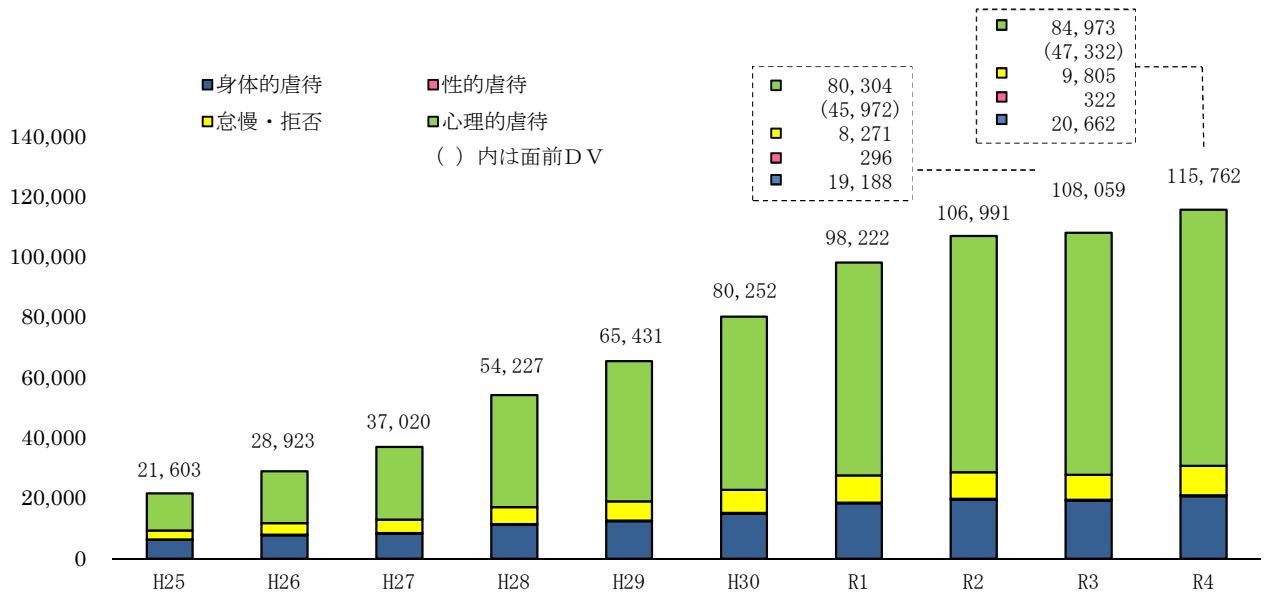
注) 刑法犯・他の特別法犯検挙は、

- ・複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名で計上
- ・「その他」は、暴行、傷害、恐喝（未遂含む）、強制性交等

## 第4 児童虐待事案への対応状況

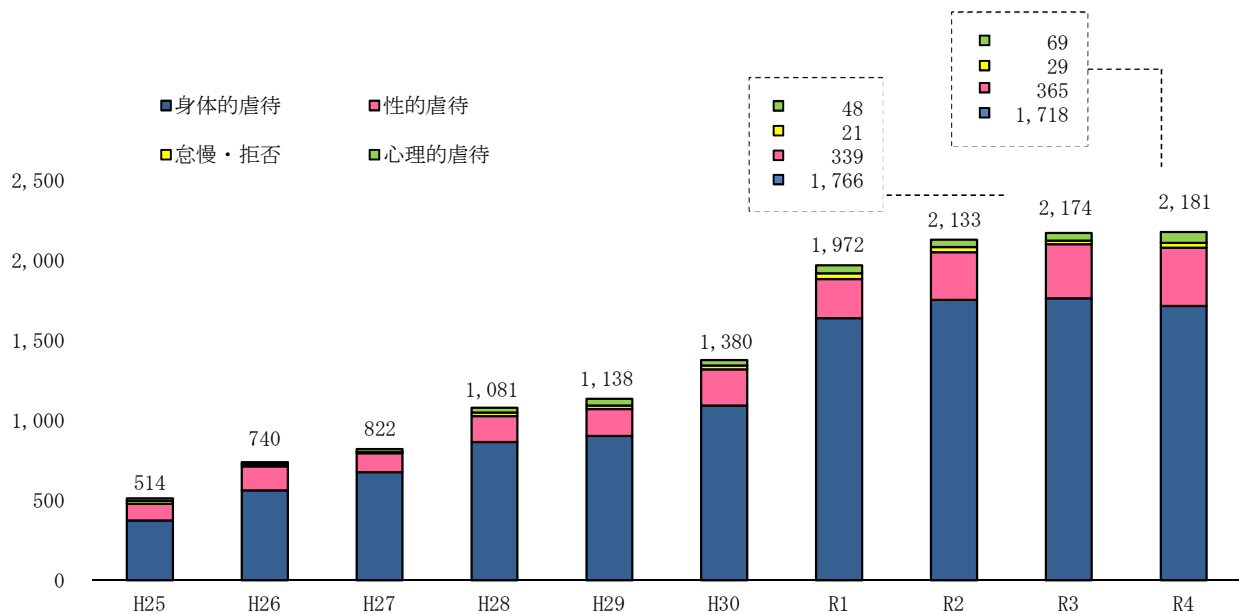
### 1 通告児童数

通告児童数は増加傾向であり、令和4年は11万5,762人（前年比+7,703人、+7.1%）と過去最多。



### 2 児童虐待事件の検挙状況

児童虐待事件の検挙件数は高い水準で推移し、令和4年は2,181件（前年比+7件、+0.3%）と過去最多。



罪種別内訳

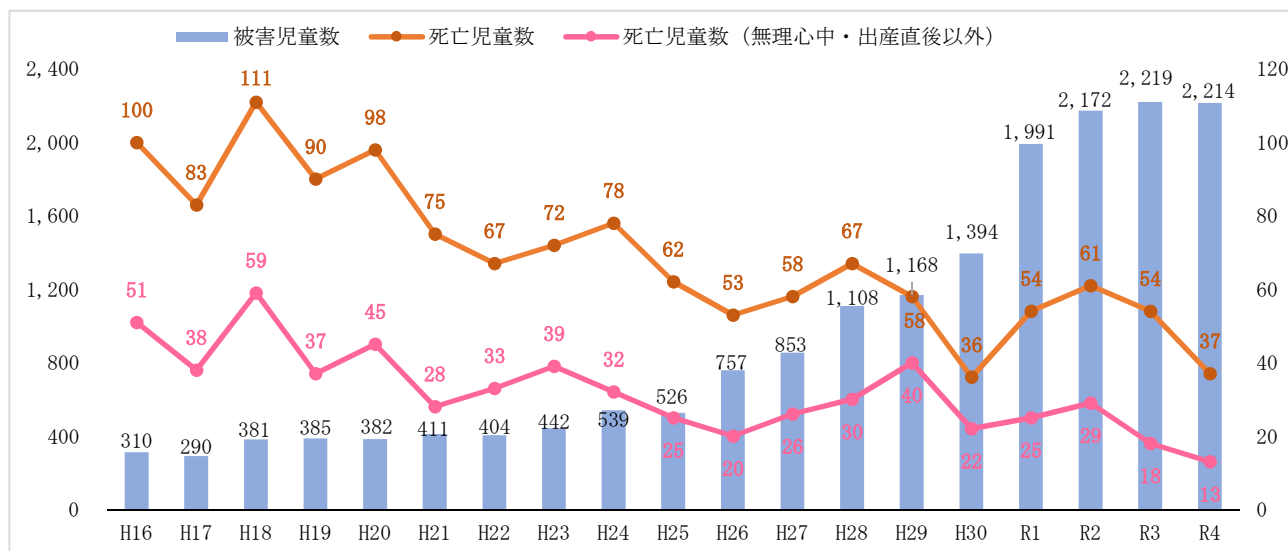
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
総 数 (件)	1,380	1,972	2,133	2,174	2,181
殺人 (既遂)	28	47	35	27	23
殺人 (未遂)	24	31	43	37	22
傷害	566	836	868	783	743
傷害致死	5	11	8	6	5
暴力行為等処罰法違反	31	47	38	47	60
暴行	454	702	776	880	882
暴行・傷害幫助	2	2	2	3	2
逮捕・監禁	5	4	10	11	13
逮捕教唆	0	0	0	1	0
未成年者拐取	9	6	14	10	15
強要	3	2	1	3	7
脅迫	2	6	6	7	11
強制性交等	83	108	119	116	141
強制わいせつ	101	114	148	178	185
児童福祉法違反	23	6	7	2	7
児童買春・児童ポルノ法違反	14	16	22	40	31
青少年保護育成条例違反	4	3	4	2	1
迷惑防止条例違反	1	0	0	0	0
売春防止法違反	0	0	0	1	0
保護責任者遺棄	22	25	27	17	30
重過失致死傷	3	6	5	3	1
学校教育法違反	0	0	0	0	1
自殺教唆	0	0	0	0	1

注) 「強制性交等」と「強制わいせつ」には、それぞれ「監護者性交等」と「監護者わいせつ」を含む。

### 3 児童虐待事件の被害児童・加害者の状況 (※以下は全て児童虐待事件の内訳)

#### (1) 被害児童の数

児童虐待事件の被害児童数は高い水準で推移し、令和4年は2,214人(前年比-5人, -0.2%)と横ばい。死亡児童数は、令和4年は37人(前年比-17人, -31.5%)で、無理心中及び出産直後のものを除いた死亡児童数は13人(前年比-5人, -27.8%)と過去最少。



注) 死亡児童数は平成16年から集計

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
総 数 (人)	1,394	1,991	2,172	2,219	2,214
死亡児童数 (人)	36	54	61	54	37
無理心中	8	21	21	29	17
出産直後	6	8	11	7	7
無理心中・出産直後以外	22	25	29	18	13

## (2) 被害児童の性別

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年の割合
男児	717	1,013	1,139	1,134	1,134	51.2%
女児	677	978	1,033	1,085	1,080	48.8%

## (3) 被害児童の年齢

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年の割合
1歳未満	88	114	131	81	94	4.2%
1歳	41	37	42	54	34	1.5%
2歳	35	40	58	55	50	2.3%
3歳	41	64	99	73	72	3.3%
4歳	59	86	92	91	86	3.9%
5歳	47	86	95	76	97	4.4%
6歳	50	110	99	126	76	3.4%
7歳	65	102	132	116	106	4.8%
8歳	68	127	115	138	123	5.6%
9歳	67	131	132	130	146	6.6%
10歳	80	123	141	129	134	6.1%
11歳	97	138	168	139	151	6.8%
12歳	92	141	131	167	198	8.9%
13歳	120	173	203	204	208	9.4%
14歳	121	162	172	202	196	8.9%
15歳	115	140	125	149	170	7.7%
16歳	114	118	123	145	145	6.5%
17歳	94	99	114	144	128	5.8%

## (4) 被害児童と加害者の関係

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年の割合
総数(人)	1,419	2,024	2,182	2,199	2,222	100.0%
父親等	1,048	1,448	1,558	1,597	1,592	71.6%
実父	622	913	995	1,039	960	43.2%
養・継父	266	302	300	371	405	18.2%
内縁	127	187	210	115	129	5.8%
その他	33	46	53	72	98	4.4%
母親等	371	576	624	602	630	28.4%
実母	352	550	588	568	590	26.6%
養・継母	9	10	14	15	12	0.5%
内縁	4	5	5	2	2	0.1%
その他	6	11	17	17	26	1.2%

〔注：割合は、それぞれの項目で四捨五入していることから、合計が必ずしも100%にならない。〕